

監査公表第736号

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項の規定により提出された住民監査請求（平成29年6月1日提出。以下「本件請求」という。）について、同条第4項の規定により監査を行いましたので、その結果を次のとおり公表します。

なお、本件については、監査委員津田大三及び監査委員中野洋一は、法第199条の2の規定により除斥となっています。

平成29年7月31日

京都市監査委員 鶴 谷 隆

同 光 田 周 史

住民監査請求に基づく監査の結果

第1 請求の概要

1 請求人

京都市西京区 Aほか1名

2 請求書の提出日

平成29年6月1日

3 請求の要旨

- (1) 津田大三議員（以下「本件議員」という。）は、京都市中京区所在のビル（以下「本件ビル」という。）の3階に、政務活動用の事務所（以下「本件事務所」という。）を月額10万円で賃借しており、その9割を政務活動費から支払っている。

ところが、本件ビルは本件議員の姉の所有する物件であること、及び本件議員の政治団体の事務所は本件ビルの2階にあり、賃料は無償であることが平成29年5月14日付けの朝日新聞の記事により判明した。

- (2) 請求人は、朝日新聞の記事を受け、本件ビルに関する登記情報を確認したところ、本件ビルの所在している土地（以下「本件土地」という。）については本件議員自らが3分の1の持分を有していることが確認された。また、請求人が現地を確認したところ、本件土地の北側半分には本件議員の所有する建物（以下「本件家屋」という。）があり、本件議員及び本件議員の姉の表札が掛かっていることが判明した。

これらの事実から、本件議員とその姉とは生計を一にする親族であるということができ、生計を一にする者が所有する物件に政務活動費から賃料を支払うことは、政務活動費の運用に関する基本指針（以下「本件指針」という。）第6項において禁

じられており違法である。

- (3) もっとも、本件議員には妻子があり、姉と共に当該住宅に居住しているとは考えにくく、また新聞記事にも姉とは生計も住居も別であるとの本件議員の発言が記載されている。仮にそうであるとすれば、本件議員所有の本件家屋には姉を居住させる代わりに、姉の所有する本件ビルの空き部分を本件議員が自由に使用できるという関係が築かれていたものと推測され、それゆえ、本件ビルの2階部分、3階部分も無償で貸与されていたと考えられる。

このように、実際には本件家屋及び本件ビルを相互に自由に使用できる関係があるにもかかわらず、公費たる政務活動費から支出が認められる本件ビル3階の本件事務所にのみ賃料を発生させることは、明らかに公金である政務活動費を身内たる姉に与えるため、又はそこから自らに循環させるために利用することを目的としており、恣意的に政務活動用の事務所を設けたとしか考えられず、不適正な支出であり、違法であるといわざるを得ない。

- (4) 上記の事務所費の支出により被った損害額 2,423,003 円の返還を市長が本件議員に対し請求するよう勧告されることを求める。

〈返還を求める平成 27 年度、26 年度、25 年度の事務所費の内訳〉

平成 27 年度	事務所費	50,826 円	(4 月 1 箇月分)
平成 27 年度	事務所費	990,000 円	(残り 11 箇月分)
平成 26 年度	事務所費	1,022,177 円	(12 箇月分)
平成 25 年度	事務所費	360,000 円	(12 月～3 月の 4 箇月分)
	合計	2,423,003 円	

- (5) さらに、本件議員と姉の父が本件土地、本件ビル及び本件家屋を所有していた時点まで遡り、政務活動費（政務調査費）が不当に津田家に流出していなかったかを徹底的に調査することを求める。

- (6) また、本件議員が実際には本件家屋に居住していないとすれば、選挙時に登録していた住所は居住実態のない住所ということになる。

他市に居住実態があるとすれば公職選挙法に反することになり当然許されないが、京都市内の別の場所に居住実態があるとしても、虚偽の事実を告げて選挙に立候補したことになる。居住実態を解明のうえ、選挙管理委員会に報告するなど、適切な処置を求める。

4 事実証明書目録

- (1) 平成 27, 26, 25 年度京都市政務活動費の収支報告書・支出調書・領収書の写し
- (2) 平成 29 年 5 月 14, 15, 17, 19 日付け朝日新聞の記事の写し
- (3) 登記情報（本件ビル, 本件土地及び本件家屋）
- (4) 地番参考図（上記の土地建物の位置関係を明らかにするため）
- (5) 住宅地図（同上）
- (6) 本件家屋の表札を撮影した写真
- (7) 本件議員の選挙時に届けられた住所
- (8) 政治団体, 自由民主党京都府京都市中京区第一支部（以下「自民党支部」という。）
の事務所の住所
- (9) 政治団体, 大志会（資金管理団体）の事務所の住所

第2 監査の実施

京都市監査規程に基づき, 都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠して監査を実施した。その概要は, 次のとおりである。

1 監査の種類

住民監査請求に基づく監査（法第242条第4項）

2 監査の対象

本件議員に対し平成25年度から平成27年度までに交付された政務活動費について, 本件事務所の賃料（平成25年12月分から平成28年3月分まで）に充当された額 2,423,003円の返還の請求を怠る事実

なお, 上記第1 3の請求の要旨(5)については監査委員に対し単に調査を求めるものであるため, (6)については財務会計上の違法・不当事由には該当しないため, 監査の対象とはしない。

3 監査の着眼点

監査の対象となる怠る事実の違法性又は不当性

4 監査の主な実施内容

市会議長及び本件議員に対し, 関係書類の提出を求め, これを審査したほか, 質問調査を行った。

なお, 本件請求については, 請求人から, 法第242条第6項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため, 陳述の聴取を行わなかった。

また、請求人は、新たな証拠の提出を行わなかった。

5 監査の実施期間及び実施場所

- (1) 実施期間 平成29年6月13日から同年7月27日まで
- (2) 実施場所 監査事務局執務室

第3 監査の結果

1 事実関係並びに市会議長及び本件議員の説明の要旨

(1) 政務活動費の支出状況等について

ア 政務活動費の支出状況について

本件議員は、本件ビルの3階南側スペースを本件議員の姉から月額10万円で借り受け、その賃料のおおむね9割に相当する額に政務活動費を充てている。

イ 本件ビル、本件家屋及び本件土地の所有者について

登記事項から、本件ビルは本件議員の姉、本件家屋は本件議員の所有であり、本件土地は本件議員とその姉の共有（持分は、それぞれ3分の1と3分の2）であることが確認された。

(2) 市会議長の説明の要旨

ア 事務所賃料を政務活動費に計上することの可否について

政務活動費への計上の可否は、調査研究活動等（京都市政務活動費の交付等に関する条例（以下「本件条例」という。）第11条に規定する活動をいう。以下同じ。）に必要な経費に当たるといえるか否かで判断することとなる。

この点、事務所費については、調査研究活動等に必要な経費であり、また、賃料の支出の事実があり、その額が社会通念上相当な金額である限り、本件指針第6項の支出が認められない経費「議員と生計を一にする者が所有する物件に対する事務所賃借料」に該当しなければ、政務活動費からの支出が否定されるものではない。

イ 本件指針第1項の解釈について

本件指針第1項の規定は、支出の内容及び金額が社会通念上相当と認められるものでなければならないといった社会の道理を確認的に定めているものである。

ウ 本件指針第5項の解釈について

本件指針第5項の規定は、同項に定める親族等への支出について、調査研究活動等の実態、支出の事実等に関し、社会通念上疑義が生じることのないよう、必

要に応じ説明責任を十分に果たしていくべきであることを定めたものである。

(3) 本件議員の説明の要旨

別紙のとおり

2 判断及び結論

(1) 本件監査における論点

ア 本件請求は、平成 25 年度から平成 27 年度までに本件議員に交付された政務活動費のうち、本件事務所の賃料に充当された額（合計 2,423,003 円）が本件議員の不当利得であるとして、監査委員が、市長に対し、本件条例第 15 条第 2 項の規定に基づく返還命令を行うよう勧告することを求めるものと解される。

イ 本件監査における論点は、次のとおりである。

(ア) 本件議員とその姉とが生計を一にする親族であるか否か。

(イ) 本件事務所にのみ賃料を発生させていることをもって不適正な支出といえるか否か。

(2) 判断

ア 本件議員とその姉とが生計を一にする親族であるか否かについて

(ア) 請求人の主張

請求人は、本件家屋に本件議員及びその姉の表札が掛かっている事実をもって、本件議員とその姉とは生計を一にする親族であり、本件事務所の賃料に政務活動費を充てることはできないと主張する。

(イ) 判断基準

この点、本件指針第 6 項は、「議員若しくは議員と生計を一にする者」が所有する物件に対する事務所賃料については、政務活動費からの支出が認められないものとする旨規定していることから、本件議員と本件ビルの所有者である本件議員の姉とが生計を一にしているのであれば、本件事務所の賃料に政務活動費を充てることはできないこととなる。

(ウ) 判断

本件議員から提出された本件議員の姉の健康保険証によると、本件議員の姉は、本件議員とは別の保険者が管掌する健康保険の被保険者の資格を平成 25 年度以前から取得しており、本件議員の被扶養者とはされていないことが認められる。

そうすると、本件議員とその姉とが「生計を一にする者」であるとは認められず、この点に関する請求人の主張は採用できない。

イ 本件事務所にのみ賃料を発生させていることをもって不適正な支出といえるか否かについて

(7) 請求人の主張

請求人は、本件議員所有の本件家屋には本件議員の姉を居住させる代わりに、当該姉所有の本件ビルの空き部分を本件議員が自由に使用できるという関係が築かれていたものと推測されるとし、実際には本件家屋及び本件ビルを相互に自由に使える関係があるにもかかわらず、公費たる政務活動費から支出が認められる本件事務所にのみ賃料を発生させるということは、明らかに、公金である政務活動費を身内たる当該姉に与えるため、又はそこから自らに循環させるために利用することを目的としており、恣意的に政務活動用の事務所を設けたとしか考えられず、不適正な支出であり、違法であると主張する。

(i) 判断基準

この点、政務活動費は、議会の議員の調査研究活動等に資するため必要な経費の一部として交付されるものであり（法第100条第14項）、本件指針第1項には「政務活動費の運用は、（中略）その内容及び金額が社会通念上相当と認められるものでなければならない。」と規定されていることを踏まえると、経費の発生につき合理性又は必要性を欠く場合に、当該経費に政務活動費を充てることは、違法であると解される。

そして、事務所賃料については、当該事務所が親族からの賃借によるものである場合であっても、親族間で当該事務所の使用関係及び経費の負担関係を明確にしておくために当該事務所について賃貸借契約を締結することはあり得ると考えられ、それ自体が事務所賃料の発生していることに合理的な疑いを生じさせるものではないが、この場合においても、具体的な事情によっては、当該事務所賃料は議員の行う調査研究活動等のための経費として合理性又は必要性を欠くこともあり得ると解される（大阪高裁平成19年12月26日判決及び熊本地裁平成22年3月26日判決参照）。

(ウ) 本件議員の説明

a 本件ビルの2階南側スペースの使用状況

- (a) 当該スペースは本件議員の父が生前事務所として使用していた場所であり（父は市議員であったが、引退後も引き続き事務所として使用していた。）、本件議員の父の死亡後も、父の遺品（備品、書籍等であり、本件議員の姉が相続したもの）が置かれたままである。
 - (b) 本件議員の姉は、日中は会社に勤務しており、遺品の整理が追いついていない。
 - (c) 本件議員は、当該スペース内のキャビネットの1つに後援会及び自民党支部の資料を収納していた。

また、本件議員は複合機を設置し、ファクシミリの受送信やコピーのため、1日1～数回出入りしていた。
 - (d) 本件議員が当該スペースを使用するのは、後援会活動において年に数日、自民党支部として年間数日から十数日程度であった（衆議院選挙、京都府知事選挙及び京都市長選挙の選挙運動の期間中の電話掛けの場として用いられていた。）。
 - (e) 本件議員の姉が当該スペースを管理しており、年間数日程度、地域の会合等の場として提供されていた。
- b 本件ビルの3階南側スペース（本件事務所）の使用状況
- (a) 原則として、月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで、本件事務所を開所していた。
 - (b) 少なくとも9割以上は、調査研究活動等の用に供していた。
 - (c) 本件ビルは、本件議員の父の生前から収益物件（ただし、2階南側スペースは、父の自家用スペース）であり、本件議員及びその姉も本件ビルがこのような性質の不動産と考えていたことから、本件議員が3階南側スペースを使用するに当たっては、有償としていた。
- c 本件家屋の使用状況
- (a) 本件議員の父の死亡後も、本件家屋には本件議員の姉が引き続き居住している。
 - (b) 本件議員は、その姉から本件家屋に係る固定資産税相当額の支払を受けている。姉が使用することにつき契約書は締結していないが、使用貸借の関係にあると思う。

(c) 本件家屋は収益物件ではなく、本件議員の父の生前から、本件家屋に父と姉が居住しており、姉は父に家賃を支払っていなかったことから、父の死後も、生前同様、姉に家賃を支払わせていないことに違和感を感じていない。

(d) 本件家屋には本件議員が父から承継した仏壇等の祭具や本件議員の私物が置かれており、姉が生活空間としているのは6部屋中2、3部屋である。また、本件議員は本件家屋の鍵を持っており、郵便物の受取等のためほぼ毎日出入りしており、本件議員の姉が本件家屋を単独で使用しているのではない。

(e) 本件議員の父の相続の際の話合いにおいて、収益物件である本件ビルは姉の単独所有とし、将来的にはその収入を姉の生活の基盤とすることとした。一方、父の面倒を最期まで一番見てきた姉を遺産分割において優遇すべきという話合いが相続人間でなされた。その流れで、父の死後、本件家屋には当面父の生前と同様姉に住んでもらうのが姉にとっても本件議員にとってもよい、という結論に至った。

相続の経緯からこのような形で持合いとなったため、共有関係、親族間の利用関係として、本件家屋について本件議員の姉から賃料をもらわないことが特段不合理とはいえないと考えている。

(エ) 判断

a 本件ビルの2階南側スペースについて

本件議員が、本件ビルの2階南側スペースに複合機を設置していたとする点については、当該スペースを本件議員が相当程度使用する前提であったのではないかとの疑念も生じるところであるが、本件議員の姉が、当該スペースについて本件議員の父の遺品を整理できていないことを理由として、本件議員に必要な応じて無償で使用させていたとすることが直ちに不合理であるとはいえない。

b 本件ビル3階南側スペース（本件事務所）について

本件ビルの新築工事設計図によると、本件ビルの2階及び3階は貸事務所とされており、3階南側スペースが収益物件であるとする本件議員の説明に不合理な点はない。また、当該スペースを本件議員に使用させないとした場

合,第三者に有償で賃貸することは本件ビルの構造上可能であると考えられ,当該スペースを本件議員が占有するに当たり,その対価として本件議員がその姉に賃料を支払ったことが不合理であるとはいえない。

なお,本件議員の説明によると,当該スペースを政務活動用の事務所として実際に月曜日から金曜日までの午前10時から午後4時まで開所していることから,姉に対する賃料の支払は経済的援助であるとはいえない。

c 本件家屋について

本件家屋の相続の経緯に係る上記本件議員の説明に不自然・不合理な点はなく,本件家屋を姉が使用するに当たり賃料を徴収していないことが社会通念に反するとはいえない。

d まとめ

以上のとおり,本件ビルの2階南側スペース及び3階南側スペースすなわち本件事務所並びに本件家屋の使用につき,有償とするか無償とするかの本件議員の説明が特段不合理であるとはいえず,本件議員が本件事務所を使用するに当たり賃料を支払うことが不要であり,又は不合理であるとまではいえない。

したがって,この観点から,本件事務所の賃料に政務活動費を充てたことが違法であるとはいえない。

(3) 結論

上記(2)のとおり,本件監査の対象となった本件議員の政務活動費の支出について違法な点があるとはいえず,本件議員に不当利得があると認められる事項は存しないことから,本件請求には理由がないと判断し,これを棄却する。

なお,市会における政務活動費の運用に関する自主的な取決めである本件指針第5項に「用途にかかわらず,議員の親族(中略)に対し,政務活動費を支出する場合は,社会通念上疑義を生じることのないようにしなければならない。」と規定しているところ,特に,親族に対する支払に政務活動費を充てる場合においては,議員への資金還流の懸念や親族への経済的援助ではないかとの疑念が生じやすいところであるから,より慎重な取り扱いが求められる。本件議員は,本件監査に係る質問調査の回答において,政務活動費の支出につき,「住民の皆様からのご指摘を真摯に受け止めますとともに,政務活動費の適正な使用については,市民の皆様にご理解を

生じさせることのないよう、今後一層、誠意を持って努めてまいります。」と述べているところ、今後これを踏まえて疑念を生じさせることのないよう、適切に対応されたい。また、他の議員におかれても、平成 29 年 4 月に改正された京都市政務活動費取扱要綱及び本件指針の趣旨に基づき、政務活動費の運用に関し自ら積極的に説明責任を果たすことにより、一層の透明性の確保に努められたい。

【参照】関係法令等の内容（平成 25 年度分から平成 27 年度分までの政務活動費に適用があったもの）

1 地方自治法（抄）

第 100 条（前略）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

（以下略）

2 京都市政務活動費の交付等に関する条例（抄）

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第 11 条 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報広聴、要請・陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民の福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費のうち、会派政務活動費にあつては別表第 1、議員政務活動費にあつては別表第 2 に掲げる経費に充てることができるものとする。

（残額の返還等）

第 15 条（前略）

2 市長は、会派政務活動費の交付を受けた会派又は議員政務活動費の交付を受けた議員が、第 11 条に規定する経費の範囲外に当該政務活動費を使用したと認めるときは、当該会派又は当該議員に対し、既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命じることができる。

3 政務活動費の運用に関する基本指針（抄）

- 1 政務活動費の運用は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の規定を遵守するとともに、その内容及び金額が社会通念上相当と認められるものでなければならない。

(以下略)

- 5 用途にかかわらず、議員の親族及び議員と生計を一にする者並びにこれらの者又は議員が役員等の地位を占める法人に対し、政務活動費を支出する場合は、社会通念上疑義を生じることのないようにしなければならない。

- 6 次の表に掲げる経費等については、政務活動費からの支出が認められないものとする。

経費等	例
(中 略)	(中 略)
自宅又は議員若しくは議員と生計を一にする者が所有する物件に対する事務所賃借料	

本件議員の説明の要旨

(1) 私と事務所の賃貸人との関係

姉弟の関係です。

(2) 同居の有無

同居していません。

姉は、本件家屋に暮らしています。

私は、平成 11 年に京都市中京区のマンション（以下「本件マンション」という。）を購入し、妻と 4 人の子供と同所に 6 人で住んでいます。妻との結婚以降、私や妻子が本件家屋に住んだことはありません。

(3) 生計を一にしているか

姉と私は、生計を一にはしておりません。

姉は、B という会社に長い間勤務しています。姉の健康保険証によると資格取得年月日は平成 25 年度以前となっています。姉の収入は聞いたことはありませんが、正社員として働いており、それなりにあるはずです。生活は自立しています。

私は、本件家屋を出て以来、父や姉とは生計が別です。

本件家屋の表札は、父が作成していたものです。孫ができる度に孫がまたできたと言っては喜んで載せていました。表札に名前が増えるのが嬉しかったのだと思います。

(4) 本件家屋の賃料が無償の理由について

平成 25 年 12 月 15 日に父が死亡し、姉ら相続人と遺産分割協議を行った結果、本件家屋は私が相続、本件ビルは姉が相続、本件土地は姉と私が 3 分の 2 と 3 分の 1 の割合で相続しています。父の相続の際の話合いにおいて、収益物件である本件ビルは姉に単独で所有してもらい、将来的にはその収入を姉の生活の基盤としてもらうこととしました。一方で、父の面倒を最後まで一番見てきた姉を遺産分割において優遇すべきという話合いが相続人間でなされました。そういった流れで、父の死後、本件家屋には姉に父の生前と同様そのまま住んでもらうのが姉にとっても私にとっても良い、という結論に至りました。

本件土地の固定資産税は按分して支払っています。本件ビルの賃料や固定資産税は、姉が収支の中で受け取り、また支払っています。本件家屋の固定資産税は私が一旦支払って、姉から固定資産税額相当を受け取っています。

本件家屋については、私は姉から賃料はもらっておらず、賃貸借契約書などの契約

別紙

書はありません。固定資産税分だけをもらっている使用貸借の関係ということになると思います。

父の生前から、本件家屋は私の実家で父と姉が住んでいて、姉は父に家賃を支払っていませんでした。そもそも本件家屋は収益物件ではありません。ですので、父の死後も、生前同様、本件家屋について姉に家賃を支払わせていないことに何も違和感を感じていないというのが率直な気持ちです。

私は、本件家屋に、父の遺品や私の私物を現在まで置き続けています。また、本件家屋には、仏壇、神棚など様々な祭具があります。これらは実家を跡取りとして継いだ私がお祭りしており、仏壇や神棚には家に入る際にはしばしばお参りします。

父の遺品や私の私物は直ちに整理もつかず、祭具については本件マンションには移しようもなく、本件家屋を第三者に貸すことができる状態ではありませんし、人に貸すことなくこの状態で当面は置いておくことが私の意向です。本件家屋について、父の生前からの流れでこのままの状態を希望するのは私も姉も同じです。

本件家屋には、部屋が6部屋あり、姉は、せいぜい2部屋から3部屋までしか生活空間としていないですし、父や私の荷物も残ったままで、専用しているわけでもありません。

姉は平日昼間はほとんど家にいませんが、私は、昼間に本件家屋に実家として鍵を持って日常的に出入りしています。本件家屋のポストには、父が議員活動をしていた頃からの経過もあり、これまでも自民党支部や後援会の郵便物が投函されていました（郵便局の配達でなく、本件家屋のポストに投函されてきました）。また姉も郵便物を受け取っては置いてくれているので、それを取りに行くために、本件家屋にはほぼ毎日入っています。

本件家屋は、このように姉が単独で使用しているわけではありません。1棟まるまる貸しているわけでないことははっきりしていると思います。

本件家屋は空き家にするのではなく、仏壇なども置いておかなければならないので、家が荒れないように住んでもらう意味があります。姉にもしものことがある場合を考えると、本件ビルの隣の本件家屋に住んでもらっておくほうが、毎日に近く私か妻が本件家屋に入るため、いわゆる見守りに合理的です。

遺産分割協議書には本件家屋に無償で住ませるといったことは記載していませんが、人の情として、姉弟として、勘ぐられたり疑われるような話ではなく、当たり前の話

とっておりました。

相続の経緯からこのような形で持合いとなったもので、共有関係、親族間の利用関係として、実家の本件家屋について賃料をもらわないことが特段不合理とはいえないと考えています。

(5) 本件ビルの賃料について

本件ビルは父の生前から収益物件で、その一部、2階南側スペースは父の自用スペースでした。姉も私もそれぞれそういう性質の不動産と考えておりました。

本件ビルの1階南側店舗スペースは、父が大変古い付き合いだったらしく、月10万円（税込）で父の頃から貸されています。商店街のビルですから、1階店舗が10万円は割安に思われ、一方で本件事務所の賃料10万円は妥当だろうと思います。

(6) 本件ビルの使用状況について

ア 駐車場について

本件ビルの1階北側部分はピロティになっていて、自動車が2台止められます。私が2台（バンと乗用車）を駐車しています。

本件土地は、私も3分の1の割合の共有者ですので、土地を持分に応じて使うことに私も姉も特に疑問は持っておりませんでした。

イ 2階と3階の事務所について

私が普段使用しているのは、3階の本件事務所です。3階ドアの前の表札には「津田大三事務所」と記載してあります。

平成15年に父が市議員を引退し、私が立候補して市議員になりました。本件ビルに政務活動事務所を設置した理由はこのときの経緯からです。

父は市議員を引退してからも、それまで市議員事務所として自分が使っていた2階南側スペース入口のドアに「津田事務所」という看板を新たに貼って、応接などのために父の個人スペースとして使っていました。父は市議員引退後も、来客が多い人で、本件家屋は雑然としているので、応接のために2階南側スペースを自分のスペースとして使っていました。父の生前と死後であまり使用状況に変化はありません。

2階南側スペースは、今でも、西側の壁にいくつも本棚が置かれて膨大な父の蔵書がそのままになっています。また、部屋の南側にも古いキャビネット類が置かれていて、ほとんどは父の遺品が収納されています。備品もほぼ父の遺品です。父の

別紙

遺品は、少なくとも本件ビルの中にある物は姉のものです。姉は日中は会社に勤めており、遺品の整理は追いつかなかったようです。遺産分割後も、他に貸すでもなく、そのままにしているのです。現在までそのまま来てしまいました。

私は、本件ビル3階南側スペースを政務活動事務所としており、2階南側スペースは、私の後援会・政治資金団体である「大志会」、自民党支部の所在場所としております。私の後援会・自民党支部が2階を使う機会は、それほどありません。私の後援会の会合は、総会をホテルで年に1回開く以外には、本件ビル2階では年に数回、後援会の役員さんらが集まる程度です。

また、年に数回、町内やPTAの会合に使わせて欲しいという依頼があり、父や姉は気持ち良く使わせてあげています。

資金管理団体の報告書作成は、年に1回、私や職員らで丸1日掛けて行い、それは2階南側スペースの長机で資料を拡げて作業しています。

自民党支部としては、選挙（京都府知事選挙、衆議院議員選挙及び京都市長選挙）がある年は、選挙運動の期間中は電話掛けの場として使わせてもらっています。年間数日から十数日程度です。ただし、私の市議員選挙の事務所は、平成27年4月の選挙の際は、京都市中京区壬生朱雀町に置いておりましたので、本件ビルは市議員の選挙活動には使用していません。

なお、後援会・自民党支部の資料を小さなローキャビネット1つだけ使わせてもらって収納しています。また、平成26年4月に複合機を入れ替えたときに、複合機を2階に設置しました。そのためファクシミリの受送信やコピーのために、2階には1日1回から数回立ち入っていました。とはいえ3階の本件事務所にもプリンタも小さな複合機もあり、そこでスキャンもコピーもできます。あえていえば、ローキャビネット1つ分と複合機を置く場所くらいが、2階で私が使わせてもらっていたスペースということになるかと思います。

残りのスペースは、父の死後は父の遺品（什器備品含む）がそのままになった、姉の管理する空間、地域の会合やPTAの会合にも提供することがある、それを私も少しだけ使わせてもらっている、という認識でした。率直に申し上げて、そのために一部屋分家賃を払うという発想はありませんでした。

(7) 本件事務所の使用状況について

本件事務所は、原則として、月曜日から金曜日までの週5日間の午前10時から午後

4時まで、いつ何時、市政に関する相談に係る来客や電話があっても対応できるよう開設しているものであり、専ら調査研究活動等に用いるために設置しています。本件事務所では、①議案等の各種資料の精読、質疑・質問の準備、②市政課題に関する調査研究、③市民からの相談・要望に対する対応、④市政報告の実施準備、⑤市政報告書の発行準備等の調査研究活動等を行っています。ただ、後援会活動において、総会に関する問合せ対応や後援会役員との意見交換等で年間延べ 10 日間程度要していました。

このことから、本件事務所における活動のうち、調査研究活動等の割合は、抑制的に考えても 96 パーセント程度となります。しかし、議員活動の多面性を踏まえ、抑制的であるべきと認識し、本件事務所賃料に係る政務活動費支出の按分割合を 90 パーセントとしました。

(8) 賃料還元の実態

政務活動費として支払われた賃料を私が循環して受け取ったような事実はありません。

(9) 最後に

今回、市民の方からの住民監査請求を受け、多くのマスメディアに報道され、大変当惑しましたが、住民監査請求の制度が大きな意義を持つものだと、改めて感じることとなりました。そのうえで、今一度自分自身を精査する機会と捉え、私も改めて表札やら看板やらその他細かな点を見直してみると、父の相続後の親族間の不動産の持合いが、このような形で誤解を招く結果となっていることに気付き、反省しております。そこで、誤解が生じることがないように改善することとしました。

早速ですが、御指摘を受けて、以下の点につき、実行いたしました。

ア 平成 29 年 6 月 15 日、2 階南側スペース入口ドアに設置していた「津田事務所」の看板を撤去いたしました。

イ 同月 22 日、複合機を 2 階南側スペースから 3 階南側スペースに移設しました。

ウ 同月中に、後援会・自民党支部と関連資料は、本件家屋の表側の部屋に移転します。以後は、後援会の応接も作業もそこで行うことといたします。

今回、本件家屋や本件ビルについて、市民の皆様にあらぬ誤解を招きかねないような外見を呈しているという指摘を受け、住民監査請求を受けることとなり、反省する次第です。

別紙

相続による不動産の持合いに伴うものとして社会通念上相当な使用状況であったとは思っておりますが、何より、市民の皆様から外観として誤解を招きかねないような状況ではないかと指摘を受けました以上は、早急に改善すべきであると痛感し、この度、速やかに改善を実施した次第です。この度の住民の皆様からの御指摘を真摯に受け止めますとともに、政務活動費の適正な使用については、市民の皆様にも誤解を生じさせることのないよう、今後一層、誠意を持って努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。